

研究活動上の不正行為に関する通報(告発)窓口

東洋英和女学院大学（以下「本学」という。）では、研究活動上の不正な行為等について、大学の内外を問わずどなたでも通報することができる通報窓口を設置しました。

通報(告発)窓口

名称 東洋英和女学院大学 総務課

住所 〒226-0015 横浜市緑区三保町 32 E-mail shomu@toyoeiwa.ac.jp

電話 045-922-4561（平日 9：00～17：00） F A X 045-922-5517

通報(告発)の方法

窓口への電話、FAX、E-mail、書面の送付、及び面会による通報を受け付けます。通報（告発）の際には、以下の項目についてわかる範囲で具体的にご連絡ください。

通報（告発）について

原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様等、事案の内容が明示されているもののみを受け付けます。匿名による告発があった場合、本学は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができるものとします。

不正行為の内容について

- (1)捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2)改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3)盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- (4) その他：研究成果の重複発表、不適切なオーサiership、不適切な管理によるデータの紛失等
- (5) 前号に掲げる行為の証拠隠滅及び立証妨害

通報(告発)者の保護

公益通報者保護法の規定を遵守し、公益通報者の保護を図ることを目的とする東洋英和女学院公益通報者保護法規程に基づき、以下の通り通報（告発）者を保護します。

- ・通報（告発）者が通報（告発）したことを理由として、通報（告発）者に対して解雇その他のいかなる不利益取扱いも行いません。また、通報（告発）者の職場環境が悪化することのないように努めます。
- ・通報（告発）者に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則等に従って処分を課すことができます。
- ・本学及び本規定に定める業務に携わる者は、通報（告発）された内容及び調査で得られた個人情報等を正当な理由なく開示することはありません。また、正当な理由なく個人情報を開示したのに対し、本学院個人情報の保護に関する規定により処分を課すことができます。

留意事項

調査の結果、通報（告発）が虚偽及び、他人を誹謗中傷するもの、悪意に基づくものであることが判明した場合は、刑事告発等を含む措置を講ずることがあります。